

いわて 公益法人だより



臨時号
(R7年2月発行)

岩手県公益認定等審議会事務局
(岩手県総務部行政経営推進課)
TEL 019-629-5086・5039(直)

【INDEX】

【事務局からのお知らせ】	P1
制度改革の全体像について	P2
収益事業等の届出化について(公益法人)	P3～4
新公益法人会計基準個別相談会について(公益法人・移行法人)	P5

【事務局からのお知らせ】

年度末が近づいてきています。担当者の異動がある法人も多いと思いますので、後任者への事務引継ぎについては適切にご対応いただくようお願いします。

また、内閣府主催『新公益法人会計基準個別相談会』について、東北では青森県・宮城県で3月上旬開催されます。法人の皆さまにおかれましては是非ご活用ください。

制度改革の全体像について

主な改正事項は以下のとおりです。

今回は「収益事業等の変更の届出化」に関する事項をお知らせします。
来月以降も、その他の事項を順次お知らせしていく予定です。

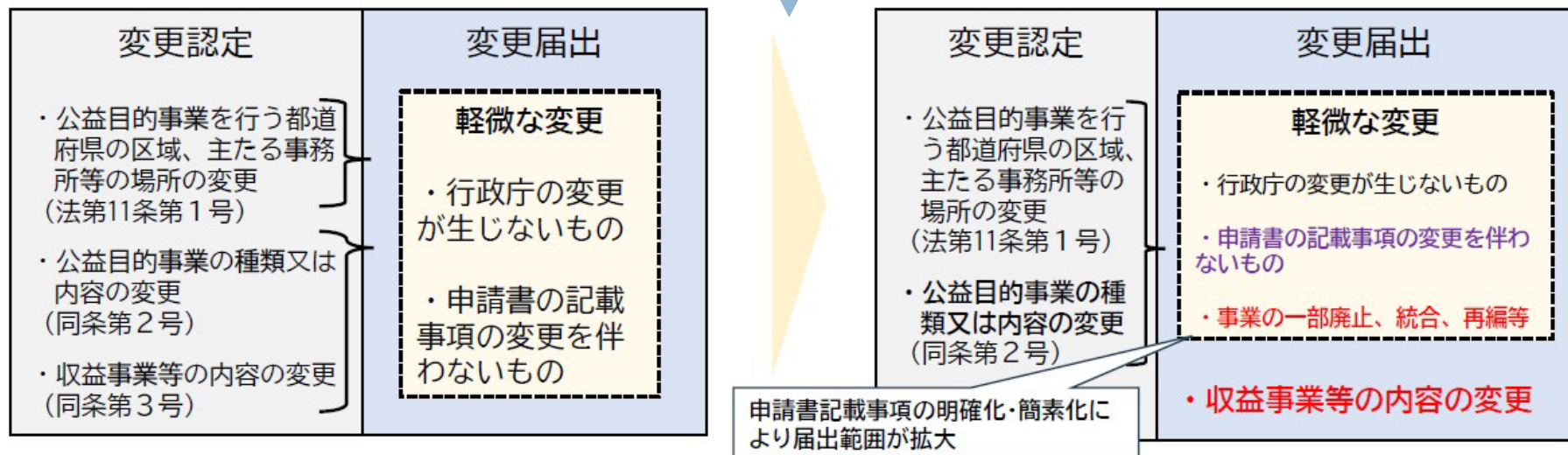
		法律	政令・内閣府令	ガイドライン	会計基準	その他
公益法人制度	財務規律の柔軟化・明確化	・ 中期的収支均衡 ・ 公益充実資金 ・ 使途不特定財産（公益目的事業継続予備財産）	・ 中期的収支均衡の期間（5年）、判定方法 ・ 公益充実資金の積立・管理 ・ 「予備財産」の要件 等	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 財務規律適合性に関する情報開示	
	行政手続の簡素化・合理化	・ 収益事業等の変更の届出化	・ 公益性の判断に大きな影響を与えない事項の届出化	・ 公益認定基準・申請書記載事項の明確化 ・ 変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化 ・ 提出書類の簡素化・合理化	・ 財務諸表による情報開示を踏まえた別表の廃止・簡素化	・ 行政庁の判断ばらつきの防止（マニュアル整備、職員研修）
	法人運営の透明性向上	・ 法人の責務、国による支援 ・ 行政による財産目録等の公表	・ 開示情報の充実	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 財務諸表における情報開示の充実	・ 一元的な情報提供プラットフォームの整備
	わかりやすい財務情報の開示	・ 区分経理の原則義務付け	・ 区分経理の方法 ・ 公益目的取得財産残額の算定方法見直し（別表Hの廃止）等	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 「わかりやすい財務諸表」への見直し	・ 区分経理、新会計基準への法人対応支援
	法人の自律的なガバナンスの充実	・ 法人の責務、国による支援 ・ 外部理事・監事 ・ ガバナンス取組の事業報告記載	・ 外部理事（小規模法人特例の範囲） ・ 会計監査人の必置範囲拡大	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理		・ ガバナンス取組事例等の発信（インパクト測定・マネジメント含む）
	行政による適正な事後チェック			・ 監督の考え方の明確化 ・ 定期的・網羅的な立入検査の見直し		・ 立入検査の重点化
	民間公益活動活性化のための環境整備			・ 出資（公益目的事業として／資産運用として）の考え方を明確化		・ 公益法人DX ・ 広報・啓発・法人等との対話

収益事業等の変更の届出化(1)

改正概要

- ・公益法人が自らの判断で柔軟・迅速な事業展開をできるよう、**届出で事業変更可能な範囲が拡大されます。**（収益事業等の変更を届出化、公益目的事業のうち「軽微な変更」の範囲拡大）
- ・**申請書に記載すべき事項を明確化**することで、認定を受けた**公益目的事業の内容が変わらない範囲において**、柔軟・迅速な事業展開が可能となります。
- ・制度改正により認定申請事項から届出事項に切り替わるもので、**新制度施行前に行政庁にされている申請に係るものについては、新制度施行時点で届出とみなされます。**

令和7年4月1日
適用開始



収益事業等の変更の届出化(2)

届出の範囲拡大により、変更届出対象事項として新設されるのは次のとおりです。

公益目的事業関係

- 公益目的事業の**一部廃止** (例)・公1公2…と複数ある場合に公○を削除
・細分化された公益目的事業のうち、一部(公1-1等)を削除
- 公益目的事業の統合、再編、承継その他の変更であって、当該**変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるもの**として、内閣総理大臣が定めるもの(以下①～⑤)
 - ① 各公益目的事業の**申請書記載事項等に変更なく**、事業単位(公1、公2、細分化された公1-1、公2-3など)の統合・分割・再編などを行う場合
 - ② 公益法人である**吸収合併存続法人**が、吸収合併消滅法人からその**公益目的事業を申請書記載事項等に変更なく引き継ぐ**場合(定款目的の範囲内であることは必要)
 - ③ 公益法人が他の公益法人の**公益目的事業の譲渡**を受け、その**公益目的事業を申請書記載事項等に変更なく引き継ぐ**場合(譲渡を受ける公益法人の定款目的の範囲内であることは必要)
 - ④ **自然災害その他の緊急事態**にあつて、当該法人の**人材又は保有財産を活用して迅速に対応することが求められる**場合において、短期間、対価収入(その実施に要した費用を超えないことが明らかな対価収入を除く。)を得ることなく事業を行う場合
※ 特定の地域で公的目的事業を実施することとしている法人が、当該地域以外の地域で事業を行う場合も含む。
- ⑤ 事業区分ごとの事業の特性、内容等に照らして当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかである場合

収益事業等の内容

収益事業等(収益事業又はその他事業)の内容の変更
(**新設・変更・廃止いずれも**届出対象)

新公益法人会計基準個別相談会について

内閣府では、新公益法人会計基準への移行に向けた個別相談会を開催しています。
東北ブロックにおいては宮城県(3/10(月))、青森県(3/11(火))で開催されますので、奮ってお申込みください。

○対象者

公益法人、移行法人の御担当者様

○相談内容

新会計基準に関する事項

○相談方法

- ・ 1団体につき25分(講師1名対応)
- ・ 対面・オンライン(Zoom形式)選択可能
(相談枠に限りがあるため同一団体の複数回の申込みは原則不可)

○参加料

無料

○申込方法

事前申し込みが必要です。申込は以下URLから行ってください。

<https://www.koeki-info.go.jp/administration/seminar.html>

※ 申込の締切日は、各会場の相談会開催日の1週間前ですのでご注意ください。
(空き状況により延長する場合あり)